

新市建設（まちづくり）計画  
（笠間市・友部町・岩間町合併建設計画）  
（第二回変更）

令和7年3月

笠間市

## 目 次

I	合併の必要性	1
II	新市の概要	3
	1. 位置と地勢	3
	2. 人口と世帯	4
III	新市建設計画の基本方針	7
	1. 計画策定方針	7
	(1) 趣旨	
	(2) 構成	
	(3) 期間	
	(4) 区域	
	2. 新市まちづくりの課題	7
	(1) 地域内の幹線道路網の拡充	
	(2) 恵まれた交通網の活用	
	(3) 福祉環境の充実	
	(4) 自然、歴史と文化を活かした交流拠点づくり	
	(5) バランスのとれた産業の活性化	
	(6) 住民参画のまちづくりの推進	
	(7) 行財政運営の確立	
	3. 新市まちづくりの基本理念	9
	4. 新市の将来像	10
	5. 土地利用構想	10
	(1) 将来人口・世帯	
	(2) 整備・開発の方針	
	(3) 保全の方針	
IV	分野別計画	13
	1. 都市基盤の整備	13
	(1) 幹線道路の整備	
	(2) 景観の整備	
	(3) 市街地の整備	
	(4) 土地利用	
	(5) 公共交通の充実	
	2. 保健・医療と福祉の充実	15
	(1) 保健予防・健康づくりの推進	
	(2) 地域福祉の充実	
	(3) 高齢者福祉の充実	

(4) 児童福祉・子育て支援の充実	
(5) 障害者（児）福祉の充実	
(6) ひとり親家庭等の福祉の充実	
(7) 低所得者福祉の充実	
3. 生活環境の整備	17
(1) 生活道路の整備	
(2) 防犯体制の強化	
(3) 交通安全体制の充実	
(4) 消防・防災体制の充実	
(5) 公園・緑地・河川の整備	
(6) 上水道の整備	
(7) 生活排水対策	
(8) 廃棄物対策	
4. 教育文化の充実	19
(1) 幼児教育の充実	
(2) 学校教育の充実	
(3) 生涯学習の推進	
(4) 文化の振興	
(5) スポーツの振興	
(6) 国際交流	
5. 産業の振興	21
(1) 農林業の振興	
(2) 商業の振興	
(3) 工業の振興	
(4) 観光の振興	
6. 住民参画の推進	23
(1) 住民参画の強化	
(2) 地域間交流の支援	
(3) 男女共同参画の推進	
(4) 広報・広聴活動の推進	
7. 行財政の効率化	24
(1) 安定した財政運営の確立	
(2) 行財政改革の推進	
(3) 情報化の推進	
(4) 公共施設等の計画的な管理による老朽化対策等の推進	
V 公共的施設の統合整備	25
1. 庁舎の位置付け	
2. 既存施設の活用	
3. 新たな施設の整備	
VI 財政計画	26

## I 合併の必要性

歴史、自然と文化に恵まれ観光資源が豊富な笠間市、J R常磐線を中心として交通網に恵まれた友部町、農業を中心とした発展から工業団地建設により産業的な発展が著しい岩間町、それぞれが地域の特徴を活かし発展を遂げてきました。

新市（3市町）の地域にはJ R常磐線・水戸線の2線が走り、また常磐自動車道や北関東自動車道をはじめとして道路網が発達していることから、商圏や通勤・通学が盛んな生活圏を形成しています。

また、笠間市、友部町及び岩間町で共有する事務組合も多く、生活環境も同一圏を構成しているなか、住民生活を支える行政サービスを構築するとともに、拡大していく住民ニーズに対応するためのまちづくりが必要になっています。

### ○新たな行政需要への対応

地方分権の進展により、住民に最も身近な自治体である市町村には、行政需要を的確かつ自立的に判断し、サービスの内容や水準を高めていくことが求められています。

特に、地方分権による権限移譲に伴い、さらに新しい分野での専門的な技術や事務事業の増加に伴った行政の対応能力が必要になっています。

また、少子高齢化や情報化の進展、男女共同参画の高まりなどの社会情勢の変化に伴い、行政に対する住民ニーズは複雑・多様化しており、これらの行政需要に的確に対応していくことが求められています。

さらに、政策の企画立案能力を高め、行政課題に対して横断的・総合的に対処していくとともに、専門職員の確保・育成などの行政能力全般の強化が必要になっています。

このため、市町村合併によるスケールメリットを組織体制に反映するとともに、十分な政策執行体制を確保していく必要があります。

### ○財政基盤の強化

少子高齢化社会の到来により、高齢者の医療や福祉面での行政需要の変容・増大は避けられないものとなっており、対応すべくマンパワーの確保、救急医療体制の拡充、充実した介護サービスの提供が求められています。

また、子育て支援に対する行政支援も質・量の面で緊急の課題となっています。

このように、医療、福祉面での行政需要と支出が増大する中で、新市の財政基盤を強化するという課題を克服するためには、経費節減を始め、行財政改革に取り組んで行かなければなりません。

### ○地域間競争への対応

今後の自治体のあり方は、住民サービスの質の向上を目指していくばかりでなく、地域内の資源を最大限に活用して地域アイデンティティの確立にも努めていかなければなりません。

また、茨城県の中央部に位置し、J R鉄道や高速道路などの交通網が整備されている優位性を活かし、国や県などが地域内で実施している重点プロジェクトを推進するとともに、新たなプロジェクト事業の誘致に力を入れ、合併効果をまちづくりや行政サービスに反映し、競争力のある自治体の構築を図る必要があります。

【表 1】 広域行政の現況

市町名	消防	火葬	介護	ごみ	下水道	し尿
笠間市	◎	◎	○	単独	△	■
友部町	◎	◎	●	▲	△	□
岩間町	◎	◎	●	▲	単独	□

資料：市町村概況

- ◎ 笠間地方広域事務組合（現在：斎場業務のみ）
- 笠間地方介護認定審査会（現在：廃止）
- 友部町岩間町介護認定審査会（現在：廃止）
- ▲ 友部地方広域環境組合（現在：笠間・水戸環境組合廃止）
- △ 友部・笠間広域下水道組合（現在：廃止）
- 筑北環境衛生組合
- 茨城地方広域環境事務組合

## II 新市の概要

### 1. 位置と地勢

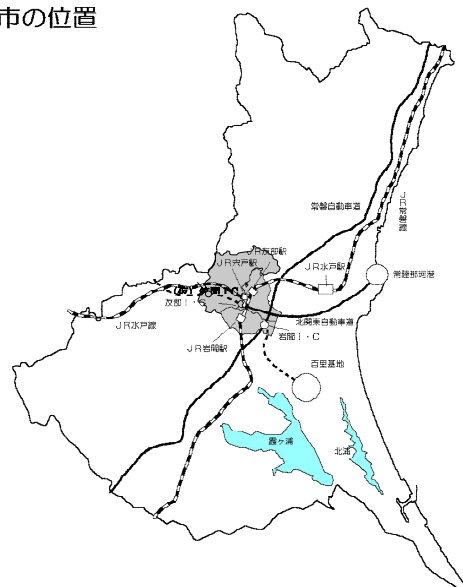
新市は、茨城県の中央部に位置し、首都圏から約100km、県都水戸市に隣接し、総面積は、240.25km<sup>2</sup>（笠間市131.61km<sup>2</sup>、友部町58.71km<sup>2</sup>、岩間町49.93km<sup>2</sup>）となります。（現在：240.40km<sup>2</sup>）

区域は、東西約20km、南北約25kmで構成され、北部は栃木県、西部は岩瀬町（現在：桜川市）に、東部は水戸市、茨城町、南部は八郷町（現在：石岡市）、美野里町（現在：小美玉市）に隣接しています。

地勢は、新市の北西部に八溝山系が穏やかに連なる丘陵地帯で、南西部には愛宕山が位置し、北西部から東南部にかけて、概ね平坦な台地が広がり、本地域の中央を涸沼川が北西部から東部にかけて貫流しています。

気候は、夏は気温も湿度も高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候となっています。

新市の位置



## 2. 人口と世帯

[平成17年度当初計画時点]

平成12年の国勢調査による新市（3市町）の総人口は82,358人（笠間市30,076人、友部町35,557人、岩間町16,725人）で、昭和55年の国勢調査と比較すると9,288人増加しています。

しかし、今後の人口推移は、全国的にも平成19年をピークに減少傾向に転じるものと推測されており、本地域においても伸び率は鈍くなるものと予測されます。

総世帯数は25,911世帯（笠間市9,257世帯、友部町11,534世帯、岩間町5,120世帯）で、昭和55年の国勢調査時と比較すると7,154世帯増加しています。1世帯あたりの人口の推移は、昭和55年の国勢調査時と比較すると3.90人から平成12年には3.18人に減少しています。今後もこの傾向は続き年々核家族化が進展していくものと予測されます。

階層別人口では、平成12年の年少人口が15.15%、生産年齢人口が66.49%、老年人口が18.36%となっており、昭和55年の国勢調査時と比較すると年少人口が減少し老年人口が増加しています。

就業人口は、平成12年は第1次産業就業者が8.74%、第2次産業就業者が32.99%、第3次産業就業者が58.00%となっており、昭和55年の国勢調査時と比較すると、第1次産業就業者が減少し、第3次産業就業者が増加しています。

[平成26年度第一回変更時点]

直近の国勢調査結果としては、総人口は平成17年では、81,497人、平成22年では、79,409人に減少しています。階層別人口の構成比は、平成22年では、年少人口が12.93%、生産年齢人口が62.84%、老年人口が23.95%となっています。就業人口は平成22年では、第1次産業就業者が5.4%、第2次産業就業者が26.4%、第3次産業就業者が62.8%となっています。

[令和6年度第二回変更時点]

直近の国勢調査結果としては、総人口は平成27年では、76,739人、令和2年では、73,173人に減少しています。年齢3区分人口の令和2年の構成比は、年少人口が11.39%、生産年齢人口が56.21%、老年人口が32.40%となっており、年少人口、生産年齢人口の減少、老年人口の増加が続いています。就業人口の令和2年の構成比は、第1次産業就業者が5.7%、第2次産業就業者が25.0%、第3次産業就業者が65.3%となっており、第1次産業、第2次産業就業者が減少し、第3次産業就業者が増加しています。

【表2】人口と世帯の推移

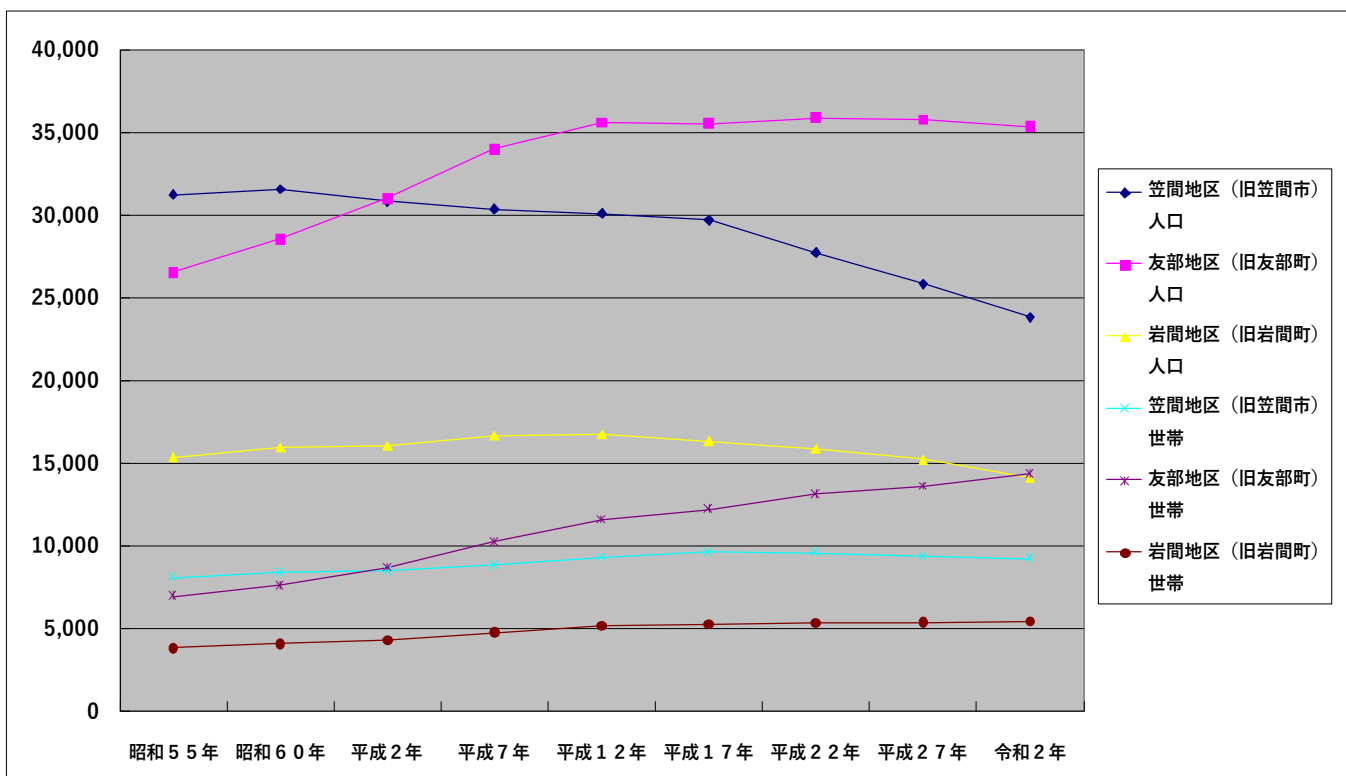
(総人口:人、世帯数:世帯)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	73,070	75,963	77,782	80,903	82,358
世帯数	18,757	19,945	21,358	23,696	25,911
1世帯当たりの人員	3.90	3.81	3.64	3.41	3.18

(総人口：人、世帯数：世帯)

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	81,497	79,409	76,739	73,173
世帯数	26,960	27,946	28,202	28,918
1世帯当たりの人員	3.02	2.84	2.72	2.53

資料：国勢調査



【表3】 年齢3区分別人口の推移

(上段：人、下段：%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
人 口	73,070	75,963	77,782	80,903	82,358
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 0～14歳	17,103	16,796	15,036	13,904	12,481
構成比	23.41	22.11	19.33	17.19	15.15
生産年齢人口 15～64歳	48,176	50,445	52,230	54,073	54,757
構成比	65.93	66.41	67.15	66.83	66.49
老年人口 65歳以上	7,740	8,707	10,475	12,926	15,117
構成比	10.59	11.46	13.47	15.98	18.36
年齢不詳	51	15	41	0	3
構成比	0.07	0.02	0.05	0.00	0.00



(上段：人、下段：%)

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人 口	81,497	79,409	76,739	73,173
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 0～14歳	11,368	10,268	9,251	8,235
構成比	13.95	12.93	12.06	11.25
生産年齢人口 15～64歳	53,077	49,901	45,466	40,639
構成比	65.13	62.84	59.25	55.54
老年人口 65歳以上	17,028	19,015	21,713	23,420
構成比	20.89	23.95	28.29	32.01
年齢不詳	24	225	309	879
構成比	0.03	0.28	0.40	1.20

資料：国勢調査

【表4】 産業別就業者人口の推移

(上段：人、下段：%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年
就 業 者	36,176	37,931	39,322	41,467	42,177
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	8,217	7,090	5,224	4,238	3,685
(%)	22.71	18.69	13.29	10.22	8.74
第2次産業	11,277	12,339	13,640	14,409	13,910
(%)	31.18	32.53	34.68	34.75	32.99
第3次産業	16,677	18,471	20,418	22,770	24,462
(%)	46.10	48.70	51.93	54.91	58.00
分類不能	5	31	40	50	120
(%)	0.01	0.08	0.10	0.12	0.28

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就 業 者	40,623	38,172	37,563	35,191
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	3,334	2,053	2,223	2,016
(%)	8.2	5.4	5.9	5.7
第2次産業	12,067	10,061	9,763	8,808
(%)	29.7	26.4	26.0	25.0
第3次産業	24,892	23,969	23,977	22,990
(%)	61.3	62.8	63.8	65.4
分類不能	330	2,089	1,600	1,377
(%)	0.8	5.4	4.3	3.9

資料：国勢調査

### Ⅲ 新市建設計画の基本方針

#### 1. 計画策定方針

##### (1) 趣旨

本計画は、笠間市、友部町及び岩間町が合併して新たに誕生する新市のまちづくりを進めていくための計画とし、新市の発展と住民福祉の向上を図るものとします。また、この計画は、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるための前提となるものです。

##### (2) 構成

本計画は、新市建設の基本構想とそれを具体化するための分野別計画、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

##### (3) 期間

本計画の期間は、平成17年度から令和12年度までの26カ年計画とします。

##### (4) 区域

本計画の区域は、新市（3市町）の全区域とします。

#### 2. 新市まちづくりの課題

笠間市は歴史、自然、文化芸術に特徴をおき、笠間焼や石材工業の地場産業を加えて観光都市として発展してきました。

友部町は、交通の要衝として地理的にも恵まれおり、通勤・通学のための住宅地として発展してきました。

岩間町は、農業の近代化と付加価値のある農産物推奨により、農業経営基盤を拡充するとともに、近年は、工業団地の企業活動を中心に工業生産額が著しく伸びています。

茨城県の中央部に位置し、首都圏にも近く、恵まれた地理的条件をもつ新市が、産業と生活環境のバランスを保ち、また、観光面にも優れた機能を有する都市として、さらに充実、発展していくためには次のような課題解決が必要になります。

##### (1) 地域内の幹線道路網の拡充

本地域は平坦地が多く、可住地面積が139.93km<sup>2</sup>（令和2年10月現在県内第6位）と広いことから、地域内の移動は主に自動車に依存している状況ですが、本地域の中心を流れる涸沼川やJR各線などにより、市街地間の交流が分断されているという課題がみられています。

そこで、新市の一体感を醸成する意味でも、各地区の市街地を結ぶ幹線道路を早急に整備する必要があります。

##### (2) 恵まれた交通網の活用

本地域は、JR常磐線と水戸線、常磐自動車道と北関東自動車道が走り、6駅、4つのインターチェンジを有し、交通の利便性が高い地域であることから「ひと」・「もの」の交流を活発化させることが、新市の発展を象徴するうえで重要な課題となります。

### (3) 福祉環境の充実

本地域は、茨城県立の中央病院・地域がんセンター、こころの医療センター及び市立病院の公立医療機関が設置され、また、民間の一次医療機関が立地し、県内・地域内の開業医と連携した医療分野が拡充されています。

さらに、地域医療センターかさまに設置されている保健センターは、拠点施設として積極的に予防医療の提供に努めているところです。

これらの福祉施設や福祉資源を有機的に結びつけ、安心して子育てができる環境、高齢者が生活しやすい環境を充実し、住民が元気で生活できるまちづくりを進めていく必要があります。

### (4) 自然、歴史と文化を活かした交流拠点づくり

本地域においては、吾国愛宕県立自然公園の吾国山や愛宕山、笠間県立自然公園の佐白山、北山など豊かな自然環境が保たれています。

また、多くの国指定の文化財や史跡を有しており、自然、歴史と文化いずれの面でも恵まれている地域といえます。これら、育まれてきた地域独自の文化は、観光資源としても活用されてきました。

今後とも、これらの地域の特徴は、住民にとって潤いのある生活空間を形成するだけでなく、交流拠点づくりにおいても重要な要素となります。

このようなことから、地域の特徴を活かし、自然と調和したまちづくりを進める必要があります。

### (5) バランスのとれた産業の活性化

本地域は、水戸市を中心とする圏域及びつくば市・土浦市を中心とする圏域に近接しているながら、地域資源の有効活用が不十分で、このため農業や商工業など産業全般のバランスを保ち、観光資源を活用して発展していくまちづくりが求められています。

農業については、特産品の創出や地産地消を推進するとともに、近代化や付加価値の高い経営を促進するなど、経営基盤の強化と競争力のある農産物を生産していく必要があります。

商業については、既存の商店街、商業者にとって厳しい環境となっていることから、特徴を活かして差別化を図るなど、地域や商品流通の商業形態に柔軟に対応していく必要があります。

工業については、地理的優位性や恵まれた交通網を活用して、企業の経営拡大や新規の企業が立地しやすい環境を整えるなど、産業基盤を強化するとともに、地場産業を育成していくことが必要になります。

### (6) 住民参画のまちづくりの推進

新市のまちづくりを進めていくため、新市（3市町）の住民の一体感を早期に醸成しながら、施策を積極的に展開していくことが最も重要になります。

このため、住民意向を反映した施策の展開を図るとともに、地域のボランティア団体など様々な団体と連携・協力しながら住民参加型のまちづくりを進めていくことが必要になります。

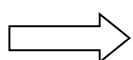
### (7) 行財政運営の確立

社会環境の変化により、住民ニーズは多様化の一途をたどるなか、きめ細かな施策の提供は難しい状況になっています。

新市では、早期に効率的な組織体制を確立し、職員の政策能力や専門性を高めるなど、行政サービスの向上を図るとともに、効率的な財政運営を行い、併せて合併効果を反映させ、安定する財政基盤の確立を図る必要があります。

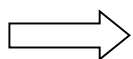
## 3. 新市まちづくりの基本理念

- 茨城県の中央部に位置し、鉄道や高速道路など高速交通網が発達している地理的優位性を十分に発揮し、新市が21世紀にふさわしい陸・海・空を結ぶ地域となるまちづくりを進めます。



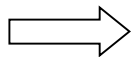
**地理的・交通優位性を活かしたまちづくり**

- 少子高齢化社会に対応した、保健・医療、福祉の充実に努めるとともに、防犯・防災体制を充実し、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。



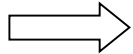
**住民が安心して暮らせるまちづくり**

- 自然に恵まれ育んできた歴史や文化を活かし、交流拠点となるまちづくりを進めます。



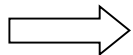
**環境に恵まれた交流拠点づくり**

- 住民の一体感が早期に醸成され、住民が主体となって取り組むまちづくりを進めます。



**住民協働のまちづくり**

- 広域化・複雑多様化する行政需要に対応できる行財政の基盤強化に努めます。



**行財政の基盤強化**

#### 4. 新市の将来像

新市を建設していくため、まちづくりの基本理念をもとに、いままで以上に行政と住民のパートナーシップを強め、相互理解のもと、地理的優位性を活かした「笠間市」を築いていくことが必要になります。

新市の重点ビジョン及び将来像を次のとおり定めるものとします。

**【新市まちづくりの重点ビジョン】**

- ・ 恵まれた交通基盤を活かしたまちづくり

**【新市の将来像】**

- ・ 住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市

この将来像は、茨城県の中央部に位置する地理的優位性を最大限に発揮し「陸」（恵まれた鉄道、高速道路網）・「海」（茨城港常陸那珂港区を結ぶ北関東自動車道）・「空」（茨城空港を結ぶ道路）を結ぶ地域として、これまで育んだ文化や伝統を活かし、住みよい環境づくりに努め、情報発信に力を入れたまちづくりを目指すものです。

#### 5. 土地利用構想

新市は平坦な地形が広がる地域となっていることから、JR鉄道網や高速自動車道、国道及び県道など広域幹線道路を中心として道路網が整備されてきました。

友部地区では宅地開発が進み、笠間地区では商業の集積化が図られ、岩間地区では工業団地が整備されるなど、地域の特長を活かした土地利用が行われてきました。

このような経過を踏まえ、今後の土地利用についても、新市（3市町）がすでに策定している都市計画マスタープラン等を活用し、開発及び保全のバランスを十分考慮して、民間活力と連携しながら進めていきます。

##### （1）将来人口・世帯

[平成17年度当初計画時点]

新市の将来人口については、少子高齢化や過去の人口構成等の変化を踏まえ、10年後は約84,000人と想定しています。

年齢階層区分については、今後も高齢化がこの地域においても進むことから、年少人口（0～14歳）約12.9%、生産年齢人口（15～64歳）約61.2%、老年人口（65歳以上）約25.9%と見込みます。

世帯の構成についても核家族化が進むものと想定します。

[平成26年度第一回変更時点]

直近の将来人口については、平成24年に、平成22年の国勢調査を基にした「日本の将来推計人口」が国立社会保障・人口問題研究所より発表されています。これによると、平成32年に73,890人に、平成37年には70,585人に減少すると推計されています。

また、階層別人口の構成比は、平成32年に年少人口（0～14歳）約10.8%、生産年齢人口（15～64歳）約57.2%、老年人口（65歳以上）約32.0%、平成37年には年少人口（0～14歳）約10.1%、生産年齢人口（15～64歳）約55.9%、老年人口（65歳以上）約34.0%と推計されています。

[令和6年度第二回変更時点]

将来人口については、令和5年4月に、令和2年の国勢調査の確定数を基に推計した「日本の将来推計人口」が国立社会保障・人口問題研究所より発表されています。これによると、笠間市の人口は、令和12年に66,140人に、令和17年には62,228人に減少すると推計されています。

また、階層別人口の構成比は、令和12年に年少人口（0～14歳）9.3%、生産年齢人口（15～64歳）54.0%、老年人口（65歳以上）36.7%、令和17年には年少人口（0～14歳）8.6%、生産年齢人口（15～64歳）49.6%、老年人口（65歳以上）41.8%と、より一層、少子高齢化が進むものと推計されています。

(2) 整備・開発の方針

新市では、友部地区北川根地内の茨城中央工業団地（笠間地区）、岩間地区安居地内の安居工業地域整備事業など、整備・開発地域が存在しており、これからも環境保全に注意し、民間活力等を活かして整備を進めます。

都市施設については、新市の一体感を早期に醸成する広域交通網を整備するとともに、観光資源のアクセスを強化するなど、地域が安定して発展できるよう配慮するものとします。

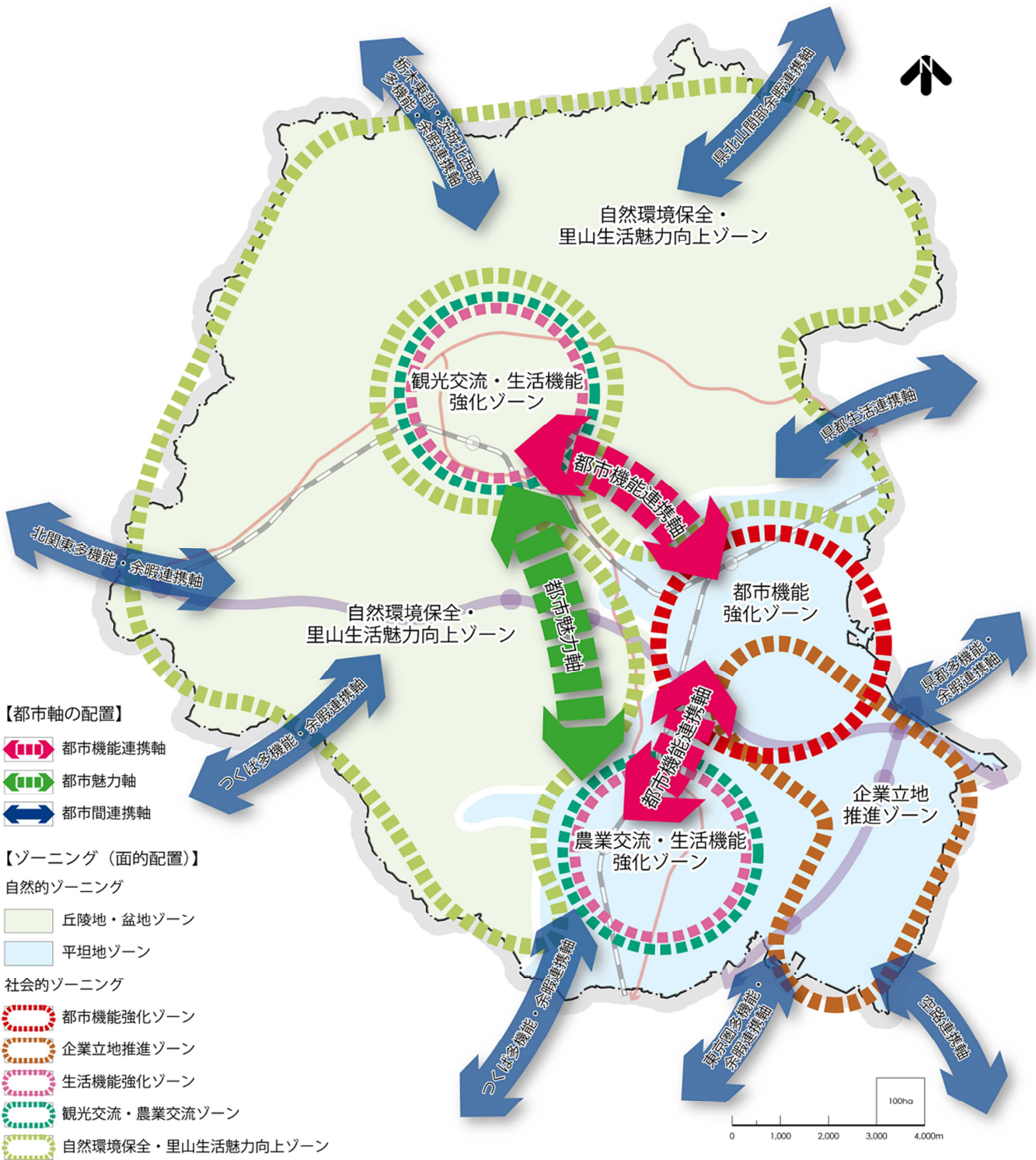
(3) 保全の方針

本地域は、吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園、野口池自然環境保全地域に代表されるように、自然環境に恵まれた地域となっており、また、全域的に農地が保全されるなど豊かな自然環境が残されています。これらは観光レクリエーション面でも優位な要素となっていることから、今後とも自然環境の保全に努めるものとします。

【表5】 地目別土地利用 (面積：k㎡、 構成比：%)

	田	畑	宅地	山林・原野	その他	計
面積	27.7	33.1	23.8	83.6	72.2	240.4
構成比	11.5	13.8	9.9	34.8	30.0	100.0

# 土地利用構想図





**【都市軸の配置】**



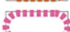


-  都市機能連携軸
-  都市魅力軸
-  都市間連携軸

**【ゾーニング（面的配置）】**

自然的ゾーニング

-  丘陵地・盆地ゾーン
-  平坦地ゾーン

社会的ゾーニング

-  都市機能強化ゾーン
-  企業立地推進ゾーン
-  生活機能強化ゾーン
-  観光交流・農業交流ゾーン
-  自然環境保全・里山生活魅力向上ゾーン

## IV 分野別計画

新市のまちづくりを効果的に進め「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」実現のため、分野別の施策を次のように展開していくものとします。

### 1. 都市基盤の整備

#### 【基本方向】

新市のもつ地理的優位性を活かしたまちづくりを進めるため、広域幹線道路と地域内の幹線道路を整備し、地域の一体化を容易にするなど、合併効果を高めるものとします。

また、駅橋上化や自由通路、駅前広場などの基盤が整備された駅周辺において、引き続き拠点としての機能強化を進めるとともに、地域の特色を生かした均衡ある発展に資する市街地整備を推進し、その際にユニバーサルデザインの理念を反映し、人にやさしいまちづくりに努めます。

#### (1) 幹線道路の整備

- 新市発展の基盤となる、国道50号や（仮称）笠間PAスマートICや（仮称）鯉淵南友部線等の都市施設の早期整備を促進します。
- 国道、主要地方道及び一般県道については、新市内外の連携強化や一体的なコミュニティ形成を図る重要な広域幹線道路として整備を促進します。
- 新市の一体感を醸成し合併効果を高めるために、各地区の市街地を結ぶ幹線道路を整備します。

#### (2) 景観の整備

- 地域の特性を活かした総合的な景観形成を図るため、笠間市景観形成計画に基づく景観施策を推進します。
- 新市の一体化を図り、来訪者への安らぎを提供するため、公共施設等のサイン計画を推進します。

#### (3) 市街地・住環境の整備

- 拠点としての機能をさらに高めるため、駅周辺及び笠間稲荷周辺の整備を推進します。
- 地域の特色を生かした均衡ある発展のため、市街地整備等を推進します。

#### (4) 土地利用

- 国土利用計画に基づき、整備、開発及び保全のバランスに配慮した土地利用を進めます。
- 市街地に隣接する畜産試験場跡地など、大規模公有地（県有地）について、新市のまちづくりに活用すべく、基盤整備を進めるとともに利活用について茨城県とともに検討します。

#### (5) 公共交通の充実

- 公共交通の利便性向上のため、地域や公共交通事業者と連携を図り、公共交通ネットワークを構築します。



【主な事業】

項 目	事 業
幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幹線市道の整備</li> <li>● 都市計画道路の整備</li> <li>● 橋梁整備・架け替え事業</li> </ul>
景観の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 笠間市景観計画の推進</li> <li>● サイン計画の推進</li> </ul>
市街地・住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅周辺及び笠間稲荷周辺等市街地の整備</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市計画マスタープランの推進</li> <li>● 笠間市立地適正化計画の推進</li> <li>● 都市計画図の更新</li> <li>● 大規模公有地活用のための協議</li> </ul>
公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デマンドタクシーかさまの運行</li> <li>● 公共交通のネットワークの構築</li> </ul>

【国・県事業】

項 目	事 業
幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要地方道大洗友部線のバイパス整備</li> <li>● 国道50号の4車線化整備</li> <li>● 主要地方道石岡城里線の整備</li> <li>● 一般県道平友部停車場線の整備</li> <li>● 一般県道杉崎友部線の整備</li> <li>● 一般県道稲田友部線の整備</li> <li>● 一般県道上吉影岩間線の整備</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 畜産試験場跡地雨水排水処理施設整備事業</li> </ul>

## 2. 保健・医療と福祉の充実

### 【基本方向】

少子高齢化社会が進展していくなかで、次世代育成支援施策や高齢者の生きがい対策を強化するとともに、多様化している住民ニーズに対応する施策展開を図り、地域の特性を活かして、活力ある地域を育んでいくものとします。

特に、友部地区では医療、福祉施設が整備されており、これらの施設の活用と連携を図ります。

#### (1) 保健予防・健康づくりの推進

- 地域医療センターかさまを核として、住民が健康で生活できる健康増進策を強化します。  
また、「笠間市健康づくり計画」に基づき、健康づくりの施策を計画的に推進します。
- 医療ニーズの多様化、高度化に対応した総合的な地域医療提供体制確立のため、医療機関相互の機能分担、連携強化や医療環境の整備を推進するとともに、救急医療体制の充実を図ります。
- 在宅医療支援体制の構築と不足する地域リハビリテーション機能の充実を図ります。

#### (2) 地域福祉の充実

- 「地域福祉計画」に基づき地域福祉の推進を図ります。
- 地域福祉活動の中心的役割を担う、社会福祉協議会の活動を支援・強化します。

#### (3) 高齢者福祉の充実

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく、介護サービス事業所の適切な設置など、介護サービス提供体制の充実やサービス内容の向上を図り、介護保険制度の円滑な運営に努めます。
- 高齢者が要介護にならず自立した生活が送れるよう、介護予防や生活支援の提供を行います。
- 高齢者がいつまでも健康で、生きがいをもって生活が送れるよう、シルバー人材センターや高齢者クラブ等への支援を行います。
- 高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するため、認知症支援策の充実、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスの充実などを推進します。

#### (4) 児童福祉・子育て支援の充実

- 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的かつ総合的な子育て支援施策を推進します。
- 保育所と幼稚園及び認定こども園の連携を図り、教育・保育内容の充実を図ります。
- 地域における子育て支援ネットワークづくりを進め、共働き世帯への支援となる、放課後児童クラブや子育てサポート事業を充実します。

#### (5) 障害者（児）福祉の充実

- 障害者（児）の社会参加を促進するため、障害者（児）の就労・就学支援と在宅サービスの充実を図ります。
- 障害者総合支援法に基づくサービスの充実や利用促進を図ります。
- 障害者福祉施設や相談体制の充実を図るとともに、障害者（児）福祉団体の支援を進めます。

(6) ひとり親家庭等の福祉の充実

- ひとり親家庭や父母のいない児童などが安心して生活できるよう、生活や子育てに対する不安を解消するとともに相談・指導体制の充実に努めるなど、生活安定と自立を促します。

(7) 低所得者福祉の充実

- 就労支援相談員による生活保護世帯の自立支援を進めるとともに、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援体制の充実に努めます。

【主な事業】

項 目	事 業
保健予防・健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 笠間市健康づくり計画の推進</li><li>● 健康推進事業の実施</li><li>● 医療福祉費支給制度の充実（未就学児童）</li><li>● 母子保健事業の推進</li></ul>
地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域福祉計画の推進</li><li>● 社会福祉協議会の支援</li><li>● 地域ケアシステムの推進</li></ul>
高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 在宅支援センターの充実強化</li><li>● 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</li></ul>
児童福祉・子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子ども・子育て支援事業計画の推進</li></ul>
障害者（児）福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害者基本計画の推進</li><li>● 障害者総合支援法の推進</li></ul>
ひとり親家庭等の福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 相談・指導体制の充実</li></ul>
低所得者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 支援・相談体制の充実</li></ul>

### 3. 生活環境の整備

#### 【基本方向】

生活の快適性を実現し、住み良いまちを目指していくため、生活道路の整備、防犯・防災対策、交通安全対策及び生活排水対策等を推進し、自然と調和する環境を維持するものとします。

また、生活環境づくりには一人ひとりの住民が重要な役割を担うことから、自然環境等について住民の意識高揚を図ります。

さらに、消費者トラブルが増加していることから、消費者啓発、相談の実施に努めます。

#### (1) 生活道路の整備

- 市内の生活道路は、幹線道路の整備に併せて計画的に整備を進めます。
- 歩行者・自転車が安全に通行できる歩車道を分離した道路の整備を進めます。

#### (2) 防犯体制の強化

- 防犯灯等の整備に努めるほか、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。
- 警察・防犯団体・地域と連携して、日頃からの防犯対策の推進、防犯意識の啓発を図ります。
- 安心で安全な教育環境・子育て環境を築くため、幼稚園や保育所及び小中学校等の警備体制の安心できる通学環境の整備に努めます。

#### (3) 交通安全体制の充実

- 交通安全施設等の整備に努めるほか、安全な交通環境を整備します。
- 警察、交通関係団体、地域と連携して、日頃からの交通安全対策の推進、交通安全意識のPRを図ります。

#### (4) 消防・防災体制の充実

- 防災計画等に基づき、防災設備や防災活動拠点を確保し、防災体制の強化・消防器具の充実を図り、併せて避難所を確保し、災害に強いまちづくりを進めます。
- 消防本部と消防団の連携を強化するとともに、消防施設、車両及び装備等の整備を進め、消防体制の充実を図ります。
- 消防救急無線及び消防指令センターの共同整備・共同運用の推進及び消防広域化に向けた取組を推進します。

#### (5) 公園・緑地・河川の整備

- 生活を豊かにするため、公園等の適正配置を推進し、また都市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な公園施設の維持管理に努めます。
- 吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園や野口池自然環境保全地域など、新市の自然環境の保全に努めます。
- 新市の中心部を、北部から南東部に貫流する潤沼川について、安全性と快適性を確保した治
- 近年頻発するゲリラ豪雨対策として、浸水区域の排水を整備し、被害の軽減に努めます。

#### (6) 上水道の整備

- 「安全でおいしい水」を安定的に供給するため、水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、水道施設整備計画に基づき、施設の一元的管理を図るものとします。
- 老朽施設の改修・更新及び老朽管の更新工事を進めるとともに、水道加入促進を図ります。

(7) 生活排水対策

- 快適で住みよい環境づくりと公共用水域の水質の保全を図るため「生活排水ベストプラン」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業により効率的な生活排水対策を行ないます。
- 下水道ストックマネジメント計画に基づき、公共下水道施設の適正な維持管理に努めます。
- し尿・浄化槽汚泥について、筑北環境衛生組合及び茨城地方広域環境事務組合での適正な処理を継続するとともに、今後「茨城県央環境衛生組合」が整備する新たなし尿・浄化槽汚泥処理施設での処理を目指し、整備推進に向けて組合及び茨城町と連携・協力していきます。

(8) 廃棄物対策

- 市のごみ処理体制は、現在、市環境センターで適正に処理されており、将来にわたり安心・安全かつ安定稼働のもと、適正なごみ処理体制を確保するため、地域生活環境の保全、公衆衛生の向上を前提に、循環型社会の形成や脱炭素社会の実現に貢献する「新環境センター」の整備を推進します。
- ごみ減量化および資源化は、循環型社会を形成するうえで重要な取り組みとなるため、これまでも民間事業者等の連携も含め、減量化・資源化に資する様々な取り組みを進めてきたが、更なる施策の推進として、市民及び事業者の理解と協力（市民意識向上及び行動変容を促しながら）のもと、新環境センターの処理体制と連動した分別区分の細分化に取り組むなど、新たな分別収集体制の構築を目指します。

【主な事業】

項目	事業
生活道路の整備	● 生活道路の整備
防犯体制の強化	● 防犯灯設置事業 ● 学校、幼稚園、保育所の安全警備事業
交通安全体制の充実	● 交通安全啓発事業 ● 交通安全施設整備事業
消防・防災体制の充実	● 消防庁舎及び消防車両等整備・更新 ● 消防水利（消火栓・耐震性貯水槽）の整備
公園・緑地・河川の整備	● 公園等の整備 ● 公園等の適正配置の推進
上水道の整備	● 上水道事業 ● 施設の維持管理及び一元化
生活排水対策	● 公共下水道事業 ● 農業集落排水事業 ● 合併処理浄化槽設置の推進 ● 新たなし尿・浄化槽汚泥処理施設整備に係る「茨城環境衛生組合」との連携・協力
廃棄物対策	● 新環境センターの整備推進 ● ごみ減量化及び資源化の更なる推進 ● ごみ分別収集体制の構築に向けた見直し

【国・県事業】

項 目	事 業
公園・緑地・河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 笠間芸術の森公園整備事業</li> <li>● 涸沼川河川改修事業</li> </ul>

#### 4. 教育文化の充実

##### 【基本方向】

地域社会づくりのためには、次世代を担う人材の育成は重要であり、学習の場となる幼稚園・小中学校の教育環境を整えるものとします。

また、住民の学習意欲を満たし、文化やスポーツ振興を図るため、各種施設の機能を高め有効活用を図ります。

##### (1) 幼児教育の充実

- 少子化現象を考慮し、幼稚園と保育所及び認定こども園の連携をさらに強化します。

##### (2) 学校教育の充実

- 小学校と中学校の一貫性を図るため、継続性のある教育環境の整備を推進します。
- 義務教育施設について、建築経過等を踏まえ、新築又は改築を計画的に実施します。
- 学校敷地内や登下校時の防犯対策及び安全対策を強化します。

##### (3) 生涯学習の推進

- 3地区に設置されている公民館の連携を図り、開設講座等の充実と施設利用の促進を図ります。
- 3地区に設置されている図書館の連携を強化し、図書館サービスの充実を図ります。

##### (4) 文化の振興

- 有形・無形の文化財をはじめ、伝統ある行事・祭事・遊び・工芸・伝承など身近な生活文化、地域文化を積極的に保護し広く内外に発信します。
- 茨城県陶芸美術館、笠間日動美術館など優れた芸術文化施設が設置されており、これらの施設から広域的視点で、新たな芸術文化創造の芽を育てるとともに、芸術文化を振興し、地域のブランド力を高めるものとします。

##### (5) スポーツの振興

- 総合公園や市民体育館をはじめ、スポーツ施設や、学校施設などを活用したスポーツの振興を図ります。
- 気軽に親しめる機会の拡大のため、スポーツイベントの充実や関係団体の育成、支援を図ります。

(6) 国際交流

- 国際交流協会などの組織を軸に、市民や企業と連携し、交流事業を活発化します。
- 国際理解の意識高揚のための環境づくりを、学校教育や高度情報利用（インターネットなど）を通じて進めます。

【主な事業】

項 目	事 業
幼児教育の充実	● 幼保一元化の推進
学校教育の充実	● 小・中学校施設の耐震化及び改修事業 ● 給食施設の充実 ● 情報教育（コンピュータ）の充実 ● 地域の特色を生かした教材の作成 ● 学力向上支援の推進
生涯学習の推進	● 公民館事業の充実 ● 図書館サービスの充実
文化の振興	● 市民文化祭の充実 ● 全国規模の陶芸展の開催 ● 笠間城跡の保護・活用の推進
スポーツ振興	● 各種イベントの開催 ● スポーツ施設の利用促進
国際交流	● 国際交流事業の推進

## 5. 産業の振興

### 【基本方向】

新市は、新規の企業を誘致するとともに地域内での既存産業を育成するなど、企業集積の拡大を図り、地域の活性化と雇用の促進を図るものとします。また地域ブランドを活用して農産物振興に結び付けるものとします。

#### (1) 農林業の振興

- 友部・岩間地区の栗を中心とした果樹栽培、菊をはじめ付加価値のついた花卉栽培については、観光業との連携により新たな産業の視点での展開を図ります。
- クラインガルテン（笠間地区・本戸）を中心として、農村と都市住民の交流を推進します。
- 地場農産物の消費拡大に向け、学校給食や飲食店等と連携し、地産地消の推進を図ります。
- 土地改良事業の推進により生産基盤を確立します。
- 農業集落排水事業の適正な維持管理に努めるとともに、農村の生活環境改善の更なる向上に努めます。
- 畜産糞尿の処理施設の整備に努め、堆肥の農地への還元を図り循環型農業を進めます。
- 林業振興のために支援を行います。
- 市内で生産される優れた農産物や加工品の、ブランド化を推進します。

#### (2) 商業の振興

- 自治金融・振興金融制度の活用を推進する等、中小企業の経営を支援します。
- 地域経済活性化を目的として、新規開店や事業承継に対して支援します。
- 地域商業拠点と連携したまちづくりを進めます。

#### (3) 工業の振興

- 恵まれた道路網や地理的な好条件を活かして、企業誘致を積極的に推進します。
- 物流機能の高度化を図るため、立地条件を活かせる茨城中央工業団地（笠間地区）の整備及び企業誘致を推進します。
- 多様な産業の立地誘導を図るため、安居工業地域の整備を推進します。
- 石材工業、窯業を中心に、特徴ある地場産業の育成、支援を行いません。

#### (4) 観光の振興

- 地域内の観光のネットワーク化を図ります。
- 吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園など、恵まれた自然環境を観光レクリエーション面での活用を図ります。
- クラインガルテンを核として、グリーンツーリズムに取り組み、新たな視点からの観光振興を進めます。
- 既存の観光イベントを継続・発展させていきます。
- ブランド力のある域内の果樹や花卉を観光に活用します。
- 交流人口の拡充、商業振興や地域の活性化を図るため、自然・歴史・芸術・食など笠間の魅力を感じる体験事業や交流事業を実施し、「笠間ファン倶楽部」会員増加を図ります。



- 外国人旅行者の受入を促進します。
- 道の駅かさまのゲートウェイ機能強化を図り、道の駅を起点とする市内周遊を促進します。

【主な事業】

項 目	事 業
農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光業との異業種交流推進</li> <li>● グリーンツーリズムの推進</li> <li>● 土地改良事業の推進</li> <li>● 地産地消の推進</li> <li>● 循環型農業の推進</li> <li>● 農産加工品のブランド化</li> </ul>
商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 振興金融、自治金融制度活用促進</li> <li>● 中小企業・小規模事業者の事業活性化への支援</li> </ul>
工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業誘致の推進</li> <li>● 茨城中央工業団地（笠間地区）の整備及び企業誘致の推進</li> <li>● 地場産材の活用</li> <li>● 安居工業地域の整備推進</li> </ul>
観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光のネットワーク化</li> <li>● グリーンツーリズムの推進</li> <li>● イベントの推進、支援</li> <li>● 笠間ファン倶楽部の推進</li> <li>● 外国人旅行者の受入の促進</li> </ul>

## 6. 住民参画の推進

### 【基本方向】

活力ある新市を構築していくため、行政運営に住民の意向を反映し、魅力的な地域社会の醸成に努めるものとします。

特に、実践されている「住民との協働」をさらに発展させます。

#### (1) 住民参画の強化

- 協働のまちづくり推進指針に基づき、地域交流センターの有効利用を図るとともに、各種市民活動支援事業を推進し、市民参加機会の充実を図ります。
- 地域の絆・連帯感の意識の醸成を図るため、地域コミュニティに対する活動支援を推進します。

#### (2) 地域間交流の支援

- 新市の一体感を醸成するため、スポーツや文化面でのイベントを積極的に開催します。

#### (3) ダイバーシティの推進

- 一人ひとりの違いを認め、互いの人権を尊重しながら家庭、地域、学校等で、男女共同参画意識を普及させます。
- 男女共同参画によるまちづくり推進のため、あらゆる分野での女性の参加を積極的に推進します。

#### (4) 広報・広聴活動の推進

- 住民参画を進めるうえで、行政と住民が情報を共有することは重要な要件となっていることから、積極的に情報を公開します。
- 行政や生活情報などのさまざまな情報が、迅速かつ正確に多くの市民に伝わるように、複数の媒体を活用した広報体制の充実を図るとともに、今後の情報社会の進展に対応した情報伝達手段を整備活用していきます。
- さまざまな場面を通して市民の声を把握し、市政に反映できる広聴体制の充実に努めます。

### 【主な施策】

項目	事業
住民参画の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>● 協働のまちづくり活動の推進</li><li>● NPO団体、市民活動団体活動の支援</li><li>● 地域コミュニティ活動の支援</li><li>● 地域交流センターの有効利用</li></ul>
地域間交流の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 新市が一体となって行うイベントの開催</li></ul>
ダイバーシティの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 男女共同参画基本計画の推進</li></ul>
広報・広聴活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 広報活動の充実</li><li>● 広聴活動の充実</li><li>● パブリックコメントの充実</li><li>● 情報公開の推進</li></ul>

## 7. 行財政の効率化

### 【基本方向】

地方分権社会や多様化する行政ニーズに対応し、潤いのある市民生活をサポートできる行政サービスを提供していくとともに、合併の効果を組織や財政基盤に反映させ、県央地域の拠点となる自治体を構築していくものとします。

#### (1) 安定した財政運営の確立

- 経済状況が厳しさを増すなか、各施策や事業の緊急性、必要性を評価し、合併特例債を新市の一体感醸成と地域間の格差解消に活用します。
- コスト意識の徹底、重複投資等の回避など、支出の抑制、経費節減を徹底します。
- 公共施設等の統廃合などにより、重複施設の維持管理経費を抑制するなど、効率的な財政運営を行います。

#### (2) 行財政改革の推進

- これまで進めてきた行財政改革を、さらに推進し、職員の給与及び職員数の適正化、事務事業の見直し（事務事業評価制度等）民間委託や民間資金の活用（PFI）等に取り組み、得られた効果を専門職の配置や組織づくりに活かします。
- 住民サービスの向上を図るため、本庁舎、支所ともワンストップサービスに努めます。

#### (3) 情報化の推進

- ICT活用による行政サービスの利便性向上、行政運営の効率化、情報危機管理対策の強化に取り組み、安全・安心で便利さを実感できるまちづくりを目指します。

#### (4) 公共施設等の計画的な管理による老朽化対策等の推進

- 長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

### 【主な事業】

項 目	事 業
安定した財政運営の確立	<ul style="list-style-type: none"><li>● 補助金の見直し</li><li>● 公共工事のコスト削減</li></ul>
行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 行財政改革大綱の推進</li><li>● 職員給与の適正化</li><li>● 庁舎（本庁及び支所等）の改修</li><li>● 総合計画の進行管理</li><li>● ワンストップサービスの導入</li></ul>
情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● ICTの活用</li><li>● セキュリティ、情報管理の徹底</li></ul>
公共施設等の計画的な管理による老朽化対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 公共施設等総合管理計画及び公共施設等適正配置計画に基づく公共施設等の計画的な管理</li></ul>

## V 公共的施設の統合整備

公共施設の統廃合については、既存施設が住民生活に直結していることから、住民に与える影響を十分考慮したうえで、維持・管理面での経費節減、地域間の格差を解消することを念頭においての運営とします。

### 1. 庁舎の位置付け

庁舎については、現在の友部町庁舎を本庁とし、笠間市庁舎、岩間町庁舎は総合的な機能を持つ支所とします。

行政改革の推進を視野に、庁舎の増改築については最小限とします。

### 2. 既存施設の活用

既存施設については、効率的な行政運営を推進していくなかで、複合施設など施設のあり方について検討するとともに、住民ニーズを取り入れながら改築または施設機能の充実に努めます。

また、重複する施設については、それぞれの機能分担を明確にし、住民の利便性の確保を図っていきます。

### 3. 新たな施設の整備

快適な住民生活に寄与し、新市の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じて格差解消を図るため、必要に応じて新たな公共施設整備を進めていきます。

## VI 財政計画

新市における財政計画は、平成17年度から令和12年度までの26カ年について、歳入・歳出の項目ごとに普通会計について作成したものです。（令和5年度までは決算額、令和6年度以降は推計額）

### 【歳入】

#### （1）地方税

過去の推移や経済動向、固定資産税における評価替等を考慮して推計しています。

#### （2）地方交付税

普通交付税については、現行制度を基本として算出するとともに、市税等の推計や合併特例債などの元利償還金に係る交付税措置を見込んでいます。

特別交付税については、平年を基準に新市に対する包括的な特別交付税措置を見込んでいます。

#### （3）国庫支出金・県支出金

過去の実績の推移と今後の事業の見込みを個別に算出し、推計しています。

#### （4）繰入金

計画的に繰入を予定している特定目的基金や財政を調整するための財政調整基金等を見込むものです。

#### （5）地方債

新市建設計画に基づく普通建設事業等に伴う合併特例債や現行の地方債制度による地方債充当を見込むものです。

### 【歳出】

#### （1）人件費

今後の採用予定者数や退職者数、定年延長者数等を見込み推計しています。

#### （2）扶助費

令和5年度決算額を基本としながら、過去の伸び率や、新市における福祉制度の拡充に伴う経費や生活保護費の増加及び少子高齢化の影響を勘案し推計しています。

#### （3）公債費

既発行の地方債に係る償還予定額に、新市建設計画に基づく事業に伴う地方債（合併特例債等）等の発行額から算出される償還予定額を加え推計しています。

#### （4）物件費

令和5年度決算額を基本としながら、新市建設計画に基づく事業を勘案し推計しています。

#### （5）積立金

平成23年度からの合併後の市町村振興のための基金への積立を計上するとともに、その他については過去の実績を踏まえて推計しています。

#### （6）普通建設事業費

新市建設計画に基づく今後の主な事業費及びその他の経常的な事業費を見込み推計しています。

## 【歳入】

(単位:百万円)

区	分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地	方	8,400	8,528	9,439	9,595	9,283	9,121	9,219	8,850	9,046	9,080	8,951	9,147	9,411	9,449	9,552	9,554	9,448	9,839	10,203	10,158	10,612	10,690	10,644	10,726	10,815	10,741
地	方	765	1,071	466	449	421	416	409	387	369	352	371	367	367	370	379	387	392	393	399	399	414	414	414	414	414	414
交	付	1,544	1,513	1,368	1,298	1,251	1,242	1,138	1,103	1,138	1,233	1,745	1,543	1,678	1,758	1,766	2,015	2,359	2,305	2,361	2,687	2,357	2,357	2,357	2,357	2,357	2,357
地	方	5,690	6,048	5,280	5,308	5,678	6,705	8,464	7,245	7,041	6,880	7,019	6,893	6,821	6,719	6,862	6,904	7,846	7,724	7,602	6,948	7,169	7,170	7,168	7,032	6,955	7,053
分	担	173	192	248	222	211	228	233	255	236	298	254	270	281	351	184	158	168	163	155	165	144	144	144	144	144	144
使	用	423	418	390	340	328	333	339	346	349	287	282	269	264	270	273	314	319	350	349	353	351	351	351	351	351	351
国	庫	2,011	3,080	2,802	3,063	5,036	4,126	4,226	4,110	4,551	3,746	4,061	4,459	4,342	3,934	4,623	14,170	8,063	6,989	6,673	6,835	5,930	5,850	8,246	8,298	8,396	8,498
県	支	1,229	1,248	1,636	1,484	1,613	1,730	2,063	1,790	1,783	1,889	2,080	2,171	2,940	2,073	2,400	2,437	3,146	2,977	2,386	2,689	2,683	2,729	2,782	2,822	2,864	2,909
財	産	39	28	86	120	57	84	87	86	85	329	113	73	69	134	61	123	174	122	108	111	118	118	118	118	118	118
寄	附	152	0	5	19	4	20	21	16	16	219	22	25	25	63	125	205	172	186	200	339	426	526	626	726	826	926
繰	入	2,313	555	570	684	209	170	217	436	209	1,086	376	917	2,029	415	729	1,771	908	734	1,385	961	697	1,228	1,167	1,526	1,666	1,876
繰	越	780	1,573	745	680	567	857	844	1,143	761	841	957	931	812	927	864	1,037	1,487	1,301	1,360	1,998	0	0	0	0	0	0
諸	収	934	730	685	598	798	749	1,029	818	890	991	985	830	867	977	726	786	756	805	1,073	907	900	900	900	900	900	900
地	方	2,439	2,414	2,679	3,035	3,096	2,829	2,714	4,223	3,263	2,716	3,187	3,706	3,647	2,273	3,013	4,264	4,155	1,774	1,769	2,256	2,986	1,337	4,651	4,615	4,606	4,641
合	計	26,892	27,398	26,399	26,895	28,552	28,610	31,003	30,808	29,737	29,947	30,403	31,601	33,553	29,713	31,557	44,125	39,393	35,662	36,023	36,806	34,787	33,814	39,568	40,029	40,412	40,928

## 【歳出】

(単位:百万円)

区	分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人	件	5,258	6,198	6,092	5,985	5,893	5,820	5,680	5,593	5,466	5,359	5,416	5,301	5,189	5,186	5,116	5,676	5,716	5,701	5,995	6,306	6,380	6,444	6,411	6,499	6,375	6,541
物	件	3,637	3,282	3,440	3,335	3,583	3,865	4,027	3,790	4,415	4,266	4,384	4,413	4,457	4,773	4,877	5,112	5,343	5,233	4,872	5,367	5,331	5,105	5,186	5,243	5,580	5,857
維	持	186	159	167	127	68	100	105	103	214	160	230	209	202	204	187	246	260	313	244	255	266	266	266	266	266	186
扶	助	2,363	3,111	3,477	3,493	3,700	4,689	4,904	4,882	4,929	5,311	5,226	5,972	6,326	6,353	6,858	7,155	8,957	8,007	8,449	9,240	8,678	8,872	9,092	9,258	9,434	9,617
補	助	4,128	2,658	2,415	2,303	3,648	2,060	2,047	2,117	1,850	2,107	2,727	2,344	2,934	2,851	2,898	11,016	3,222	3,288	3,316	3,027	2,637	2,869	2,589	2,848	2,741	2,579
公	債	2,173	2,331	2,528	2,642	2,682	2,639	2,759	2,810	3,186	3,050	2,958	3,314	3,109	3,193	3,197	3,353	3,597	3,771	3,658	3,404	3,234	3,304	3,236	3,127	3,109	3,091
積	立	225	1,422	109	263	152	2,053	3,054	1,625	1,372	1,789	1,263	598	1,323	543	352	1,441	1,818	908	1,043	1,687	1,452	891	676	726	826	926
投	資	126	185	70	90	143	65	71	70	67	78	83	180	261	302	368	375	299	388	302	200	174	166	162	151	137	112
繰	出	2,925	2,769	2,799	2,837	2,946	3,037	3,520	3,436	3,362	3,390	3,507	3,576	3,692	2,850	2,947	3,027	3,109	3,070	2,794	2,857	2,897	2,931	2,967	3,008	3,050	3,090
普	通	4,292	4,538	4,622	5,252	4,868	3,436	2,520	4,969	3,997	3,396	3,607	4,882	5,119	2,538	3,705	5,159	5,757	3,604	3,353	4,463	3,738	2,966	8,983	8,903	8,894	8,929
災	害	6	0	0	0	12	1	1,183	653	38	83	71	0	14	56	16	78	15	18	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	25,319	26,653	25,719	26,327	27,695	27,765	29,870	30,048	28,896	28,989	29,472	30,789	32,626	28,849	30,521	42,638	38,093	34,301	34,026	36,806	34,787	33,814	39,568	40,029	40,412	40,928

(単位:百万円)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
財政調整基金	繰入額		0	0	0	0	0	0	0	0	658	0	0	674	0	0	224	0	0	517	0	0	0	233	393	532	642
	積立金		813	41	87	24	1,908	2,023	855	153	98	546	425	4	2	2	1	752	17	1	0	0	0	0	0	0	0
	残高	1,255	2,068	2,109	2,196	2,220	4,128	6,151	7,006	7,159	6,599	7,145	7,570	6,900	6,902	6,904	6,681	7,433	7,450	6,934	6,934	6,934	6,934	6,701	6,308	5,776	5,134
減債基金	繰入額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	346	109	0	223	406	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立金		542	2	3	1	3	1	1	493	2	463	2	1	1	0	1	357	0	96	1,193	38	267	0	0	0	0
	残高	834	1,376	1,378	1,381	1,382	1,385	1,386	1,387	1,880	1,882	2,345	2,001	1,893	1,894	1,671	1,266	1,623	1,623	1,719	2,912	2,950	3,217	3,217	3,217	3,217	3,217